

五二二

特調函丙第一一〇號

昭和二十三年十二月六日

總理官房總務課

特別調達

「現行調達手續簡便化」進行中
今般本廳において作成した「現行調達手續簡便化」一冊を参考
として、各所と送付する。

本信送付先

運輸調整中央事務局第一部長室（一部）

第十二部調整課（一部）

大連省（一部）（二部）

治安安定本部事務局官房連絡課（以下各一部）

生業局

建設局

建設省特別建設局

建設省運輸局

運輸省大臣官房企畫課

運輸省外事務局

海軍省

農林省農務局渉外課

農工省農務課

農林省農務課

東京都渉外部

外務省渉外課

郵政省

官房長官官房調査課

官房調査課

行政事務課

昭和二十三年十月

現行調達手續調
續編

特別調達方調整局審査課編

序 文

目 次

第一部 調達関係

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 一 總司令部覚書修正指令 (SCAPJN-ハヒニ) について | 一頁 |
| 二 總司令部覚書 (SCAF-ハヒニ) の運用について | 二頁 |
| 三 書翰指令 (L.D.) の範囲について | 三頁 |
| 四 労務要求書 (L.R.) について | 四頁 |
| 五 道路 P.D 及 鉄道 P.D について | 五頁 |
| 六 地方 P.D について | 六頁 |
| 七 調達受領書 (P.R.) の作成及提出に関する指令について | 四一頁 |
| 八 調達解除について | 五〇頁 |

第二部 賠償関係

第三部 主要指令の解説

六頁

八二頁

序文

先般作成した「現行調達手続調」の配布後、於て
「変更もあり尚又、賠償関係等の中身手続について、関係省に周知を要する
事項を加えたので、今回本調書を続刊する事とした

本書は主として審査課員の手になるものであるが、賠償関係に付ては、企
画課賠償連絡官（荒木、伊東両氏）に起稿を依頼し、又しRに關しては、
労務部の協力を得た次第である。

前の「現行調達手続調」と併せて執務参考に供せられれば幸である。

昭和二十三年十一月

第一部 調達関係

一 總司令部覚書「占領軍用予算支出に關する件」(SCAPIN-1872)の修正について

本覚書は一九四八年八月十日附を以て次の通り一部修正の指令が發せられた。

の 第四章の(2)の範圍を一九四八年八月一日以降新品をも含む如く修正し次の通り改める

「(2) 占領軍の要求に應ずる爲日本政府によつて提供された供養又は公営施設に關連し必要とされる特殊な追加の作業場、設備及び不動産及び一九四八年八月十五日以降の新品の取得、建造物及び設備の建設又は修復並びに維持口別箇特定の調達書式によつて行はれる(下記第三章参照)」

七、第五章の(1)の範圍をすべし、建設を含む如く修正し次の通り改める

「(1) 建設計画及び維持の爲に必要と資材及び器具の事前調達の指令」
C 第六章を左取消し次の通り書き換える。

本條の規定は一九四八年十月一日以降に於てはその完了の時期如何にかかわらずすへての調達に適用される

右修正指令の要旨は、(1) 戦時 公共施設の提供に伴ひその要求充足のため必要の附随業務の範囲を工場 設備 不動産の外一般の商品に迄及ぼし之に同じて明文を設けた訳で、例之は車輛の提供を爲す場合その維持に必要な資材は右例示の規定に依り別個のとりを以て調達し 補給されるべき事を示してゐる

したがってその適用は 本年八月十五日以降とし、それ以前の商品の入手に付ては適用されない

(2) 次に本項は、(1)の使用される範囲を、指令の家族住宅云々の制限を外しすべての建設に適用される様修正された、(詳細後述)

三、(1)の範囲について参照

(3) 項に於ては本覚書の適用期日を本年七月一日とあるのを十月一日に延期され、従て先に六月末日迄の整理すべき懸案は九月末日迄猶予を生

じた訳である

なお、右の外令指令の修正の三及び四が発表されてゐるが卷末の重要指令解説を参照されたい。

(金 枝 記)

二、總司令部覚書（L C 111-1872）の運用について

本年三月三十一日附本件覚書の実施、殊に終戦処理費の支出に關連し、幾多の問題を生じたので先に取敢て軍当局の解釈を反映する質疑應答文書として現行調達手続編に蒐録した。その後更に軍側より若干の問題につき、その指針が七月三十一日附特別調達庁同章第十一号「支出の認可に關する件」に依つて改訂し明らかたので次にその要案を採録する二ととする。

右同章に依れば従来日本政府が特に正式調達文書によつて指令される場合にも種々の目的に對して終戦処理費を支出して来たが今後は或る程度の例外を認められる外、一切の支出はS C A P, N-1872に示された正式調達文書を基礎としなければならぬ事が明らかた。

即ち従来正式調達文書に據らなかつたが今後はその認可がなければ支払を行へないものとして左の如きものが挙げられている。

一、警備員及消防員關係

占領軍の要求により軍關係人員及び財産施設等の保護を爲す日本政府が特に配置した本件要員の給與並びに軍の要望に依り制服を着用せしむる場合、その制服、装具、附屬品の調達至費の支出は總てP R の支出を必要とする。

なお右要員の雇用がP R 乃至L R を要すること勿論である。又警備員屯所その他警備の爲の保護施設も同様P R に依つて要求される限り、その建設及び維持運営の要なく勿論支払ひも行はれない。

二、消防關係

各地に於て軍に提供中の消防車及び消防設備の使用料、維持運営費用は今後P R を要し、P R の発出があつた場合のみ至費を支出し得る。

三、軍産用の白人使用人關係

a. P R 乃至L R に依る使用人の身体検査、應急手当及び右に必要な建物の取得、施設の確保並に之に従事する医師看護婦を含む維持運営はすべてP R 又はL R に依る。

なお、既存施設を利用する場合も、役務P.Dが発出されねばならない。
使用人の住居、施設の供存に政府の支出を要する場合、P.Dによつてのり行ふ。

4 道路標識設置関係

英諸による、街路乃至道路標識その他安全標識の設置は、P.Dに依らぬ限り建設すること、又工事費を支払うことも出来ない。

5 占領軍及びS.P.B.倉庫関係

占領軍及びS.P.B.倉庫、建築管理事務所管轄工場の新設、取得並に占領軍倉庫の維持については、今後P.Dが発出される。

6 其の他

a 工場施設の修復

P.D.要求不足の爲に業者の行う工場施設の修復若しくは改修経費は、印の認められた場合にのみP.D.が発出され、支出が爲される。(SCAP

N. 一八七ニ、四a(2)参照)

又従来受領官が役務P.D.に基づいて要求した修復、設営工事等も特にP.D.の発出がない限り行われず、

公共施設P.D.についても、それに伴う建設工事等は別個のP.D.発出を必要とする。

b 通信施設の建設

G.P.A.18(通信命令)に含まれない建物施設の建設維持、取得等はP.D.によつてのり行われ、全費が支出される。(SCAP 一八七ニ、五参照)

c P.D.取消に関する補償

S.P.D.の認定した損失程度を記入した最終P.R.を作成し、軍側の承認署名を得た場合、補償経費を支出し得る。

d 非生産的要素に対する作業命令

従来工事、役務P.D.に基づくW.D.には労働者の手持時間、資材の損耗等

は含まれかつ今後此の種要素を包括した特殊の作業命令を
出し、P.R.に宛てて支出の根拠とする。

と、不動産の運営及び維持

本条七目一日以降從未不動産P.D.に含まれていない維持運営及び修繕
条項が無効となり今後個々に或は地域別に此種業務を包括した役
務P.D.が発出される。

以上の外従前通り正式訓達文書に依る特別の指令を俟て支出を行
得るものとして次の様なものを挙げて置る

一、P.D.充足の爲の同接の至費

P.D.受託業者がP.D.充足上余儀なくされる支出（運賃、材料、税、
保険料、営業費等）はP.R.に記載しS.P.B.の承認を経て之を払戻額
とする。

二、S.P.B.の供給する機械設備

日本政府が米軍より購入しS.P.B.が運営維持する重建設機械の購入
費、及び維持運営至費の支出はP.D.を要しない

但し、供与を受けた業者はその提出するP.R.中に機械の種類、実効
時間、運営維持人員の分類等を明記しなければならぬ

三、業者の假設建築物

P.D.設営工事の爲に業者が行う小舎建築足場設備の爲の台等の假設
構造物は工事のP.D.に包含されなければならぬ当初の入札価格に含めて
別途に処理しなくてはならない

四、飲用水の塩素滅菌

水道の塩素滅菌は軍の要求從未日本に於て行われたいの容量の
塩素を必要とする場合、その一回P.D.の発出は行われぬ

五、S.P.B.費の移送

S.P.B.倉庫相互間の資材輸送、荷造費等の支払はP.D.に據ること
なく行う。

石に等しいものには勿論問題の全收を解説したものでなく、之に
依つて類似の場合の指標としたものであらず
従つて將來も必要に応じて本件解説も変更、修正追加が行われるもの
と思われ。

(金枝記)

三、書翰指令（L.D.）の範圍について

先に調査手続調査を作成した当時としては「L.D.」の解説上尚不明確な点
が二、三あり實際の事務処理上少からぬ支障があった爲、其後關係方面に
於て米軍側の見解を貰ふた処、その疑義を明かにし得たので之に基き
「L.D.」の範圍につき米軍の回答文書を中心として註解を加へ、先の解
説の新足をしておきたい。

「L.D.」の性格はSCAP/N-18の第五項各に於て示されてゐた通り家
族住宅用建設及維持資材の事前調査の要求であつた。

然るに、八月十日附SCAP/N-18の第一項各により石の定
義は訂正の上「家族住宅用」の言葉は抹消されて單に維持及建設計画の
爲に要する資材、墨具の事前調査として「L.D.」の内容は更に拡大され
たのである。

而してこれに從來より問題となつてゐたことは、資材の事前調査の
書式としての「L.D.」に含まれてゐない資材、所謂「L.D.」外資と

言明したい重要資料の取扱についてである

之外に之等の計画を遂行する爲當然必要であり、その準備を要する爲、一應
「L. D. L.」のものゝなく「L. D.」に基いて之らの除外物資の準備を米軍
側の事実上の認可を得て日本側に行つて来たものである。

然し金ばら S. C. A. P. I. N. 一入七二が發せられ、林調達手続上の原則が示され、予算支出、之らの措置が妥当とされるか否かが疑問とされるに至つたので之につき米軍側の見解を次の如く求めた。

即ち七月六日附S. P. B. A. B. M. セル九へT. I. G. P. へ「SCAP. I. N. -ハセニ
（「LD項目の節用」の解説に因する件）によつて家族住宅用資材（之す
八月十日附S. C. A. P. I. N. -ハセニ）を發出以前のもゝ家族住宅用
であるか後に示す米筆側回答に於て訂正発出前ではあるが「家族住宅用
」の言葉が見られぬので、二の質疑も回答も訂正を基に、凡ゆる「維
持及建設計画に要する資材の事前調達」としての「」に因するものと

考えて差支之否 と思ふに、
 送する爲必要とする買収は日本政府が購入するものばかりに念を配ると
 同様に見做すに、之に對する支拂を爲すことも S. R. A. P. I. V. 一八七二にもと
 るものではないとの解釈をとり之が妥當が否かを照合した。

之に對し七月三十一日附第八號覺書 A G L D H E 四〇、一、二、七 S C A P.
I N - H X - E (ヘ L D 項目) の解狀に關する件 L を以て大要次の如くその
見解を明かにして來たのである。

SCAP IV 一八七二の第五項 b に於て示されてゐる物資の事前調達要求の書翰指令即ち「LDR」は所要の資材の細目に亘つて事前調達を爲す性質のものではなく飽く迄占領軍の要求する特定の計画を充足する爲の資材の準備を求めらるゝものとして日本政府へ必要を処置を要求するものと解すべきであることが明示されてゐる。

し、この事は既にL、Dの解説に於て述べた通りであり、L、Dは斯る
事前調査として当然その性質に限界があり、L、Dそのものが確立した調査

要求としての意味を持つものである。二とも又明かである。

而して、Dに示されている推定資材表の意味については更に次の如く述べられている。即ち「予定された諸計画を達成する為日本政府を援助する目的を以て、第八軍司令部は各要求と共に資材の推定表を作成するものであるが、個々の場合に確實な資材表を作成することが不可能なのは、その計画の範囲と調達要求の発出の節度詳細な企画を作り上げることが不可能であるという原因に基づくものである。之は事前調達としてのL、Dの本質上当然考へられる処であり、このL、Dの持つ特殊の性質がある。

従つて日本政府は要求された如く諸計画を完全に完成する為、当然第八軍司令部が作成した推定表を補正し、其処に示された以外に資材を準備する必要があるわけである。之についても軍側は明かにこの覚書に於て之を認めている。

更にかかる資材推定表の補正に対し責任を有する日本側の代表機関は

特別調達庁であり、L、Dによつて示された維持及工事を完成する為、要求された全項目を促進する為、調達や物資の供給を確實にする為、日本政府は特別調達庁に対し必要を予算、支出に關し充分な権限と責任とを與へるべきであるとの見解を明かにしている。

又SCAPIN-18に基いて、L、Dによる資材の充てんに対する確認の爲には、將來G.P.A.一即ち「調達受領書」が用いられるべきであり、之に関連する経理上の諸手続を調達庁として完備する必要が述べられている。

以上が七月三十一日附八軍覚書の大意を若干、補足して述べたのであるが、之を要するに、Dは單に建議及維持に対する資材の調達要求として限定された意味を持つものである。計画の概要を予知せしめることにより、之ら諸計画の充足の爲必要を、完全な準備を要求するものとして、底義に解釈すべきものであり、資材推定表もかかる意味に於て、日本政府の斯る準備を援助する目的によるものとして、自らその性質も明かなるわけである。

(上 屋 記)

四 勞務要求書 (L.R.) について

一 L.R. の制度について

L.R. とは *Labour Regulation* の略称であるが、これは進駐軍が必要とする勞務の提供へ之と P.D. 勞務者との関係は後述する) を要求する調書式手続である。

L.R. 關する進駐軍側の監督の権限と責任は最高司令官より、米第八軍司令官に委任されていることは、P.D. の場合と同様である。従つて日本政府は第八軍司令官の指令と監督の下に、勞務の要求に足る義務を負うその下あり。之が爲日本政府は多くの政府直營の勞務者と常備してゐる。(現在特殊の場合を除いては日僑勞務者を使用していない) 従つて主體關係は日本政府と勞務者との間にあり、つてあり産業主と事實上の使用主(進駐軍)とが別箇であるという特殊の事情が存在する。

今 L.R. の発出 対象 管理等の概要を示せば次の通りである。

二 L.R. の発出

L.R. 発出の権限と責任を有する機關は P.D. 同様米第八軍司令部である。即ち、勞務の必要とする各進駐軍部隊又は勞務担当將校が所要の勞務者の數、種類、出張場所、勞務要求の時間等を各部隊駐屯地区担当の軍政官に申請し、各軍政官は更に第八軍 *Labour Section* の承認を得る。P.D. 同様地方自治地方軍政官を通じて中央では第八軍より L.R. が発出される。なお、各出張所の詳細は別表の圖に示す通りである。

日本側は特別調達庁より L.R. の募集を委任され、各都道府県庁が之を受理する。現在 L.R. の募集は調達庁の所管業務中特殊な方式となつてゐる。

三 L.R. の対象及種類

L.R. の対象とするものは一般に「勞務者」という呼称で概括されてゐるが、その内容種類は頗る多岐に亘り、苟くも進駐軍が必要とする職

今までの入札を裁制して見ると次の如くである。

- 一 技能者系統 技師等 見習技師 各種技能工 選抜手 為職 火夫 衛生夫 溜水夫 甲級作業員 その他
- 二 一般事務系統 通訳 翻訳者 その他 事務員 下人 ストマシ等の定数等一切の事務系統労働者
- 三 家族 雇合要員 メイド コック ホーイ ハウスキーパー等

四 L.R.による労働調達の確証と支払
 L.R.による提供された労力を確証し、之が支払をなす履行の手続として、各労働機関に於いてその管理人が毎月労働者の *Roll* を作成し、之と労働地と持長の確証署名した *Roll* を各軍政府の *Labour Office* に提出すると共に、各都道府県庁宛に給與を以て請求し、各都道府県庁が之を確証の上支払をなすものがあり、地方に於ては労働管理事務局が之の事務を取扱う。

五 L.R.とP.R.との関係

この両者は全く別個に取扱われ、L.R.による労働者とP.R.に基づく労働者との明確な区別される。P.R.による労働者とは例之、レストホステル、レストホーム等の「サービス」P.R.による労働等の供給があり、之はL.R.とは別箇にP.R.に要求された処に基いて請負業者へ所有若しくは支配人へが労働者、従業員を雇傭提供するものである。

六 L.R.による労働に附帯する諸支費
 L.R.による労働者がその主としてP.R.要員として使用される様なことは、両者は二つの身分を併有することとは許されない。現在「レジャーホーム」排斥の意味に於てP.R.労働者中、純粋に労働提供に過ぎぬもの付次、L.R.に切取られようとする傾向にある。

労働供給に附帯する諸支費について、従来屢々問題となつた処であるが現在では「L.R.」に基いて、給與として労働者に支払われる以外、L.R.に支払は一切行はれないのを原則としてゐる。

即ち、労働者用の宿舎、調理施設、器具、旅費、食費等については給與として支給することの出来るもの以外に一切行われず、宿舎、調理施設、器具等はR、Dによって調達され支給もR、D、及L、Rに基く。その他の場合は労働者自費か或は各都道府県庁の負担となる。

特殊な例として船員等はその職務の性質上食費等は現物給與の行われ、二とを規定されているが事実上は之に相当する額を現金支給し給與に含ましめる様な措置がとられている。

労働物資

L、R労働者及R、D労働者に対しては作業衣、地下足袋、加配米等の労働物資の加配を要求せられており、特にL、R労働者に關しては進駐軍、直接作業を実施していること等他の一般國內物資生産労働者の労働条件とは異なるものがある。労働物資の特別配給の便宜が計られている。

なお、現在問題となつてゐる点は、L、R労働者用物資は、事業局労働部R、D労働者用物資は、促進局が所掌するものとなるか、今後之等を纏めて促進局が割當を受ける窓となるかの点である。この点については未だ決定をされてゐない。

以上がL、Rに關する諸、統制を示したもので、あるが進駐軍労働者は進駐軍によつて使用せられ、その統制下に労働を提出しつ一面、日本政府に對して各種労働条件の改善を要求する諸問題は日本政府との間で解決を要求せられる。労働の運営上、種々困難を感じらるる場合があり、この點を及各地各都道府県庁は労働省、大蔵省、運輸省、等と常に緊密な連絡を保持している。

(土屋 記)

附表

一、L、R 様式 一
二、L、R 發生経路

(M.G Labor Form I)

Labor Requisition For Military Units

Date _____

To: Headquarters Tokyo - Kanagawa Military Government district, Tokyo
Detachment, Apr 181 (Attention Labor officer)

Labor is listed below is required on _____ for the
(Time and date wanted)
Following project brief description of job and will report to

(Officer in charge) (Name of place) (Japanese Address)

NUMBER REQUIRED	LABOR	TYPE OF WORK
-----------------	-------	--------------

Probable duration of job _____

Signature _____ Using Unit _____

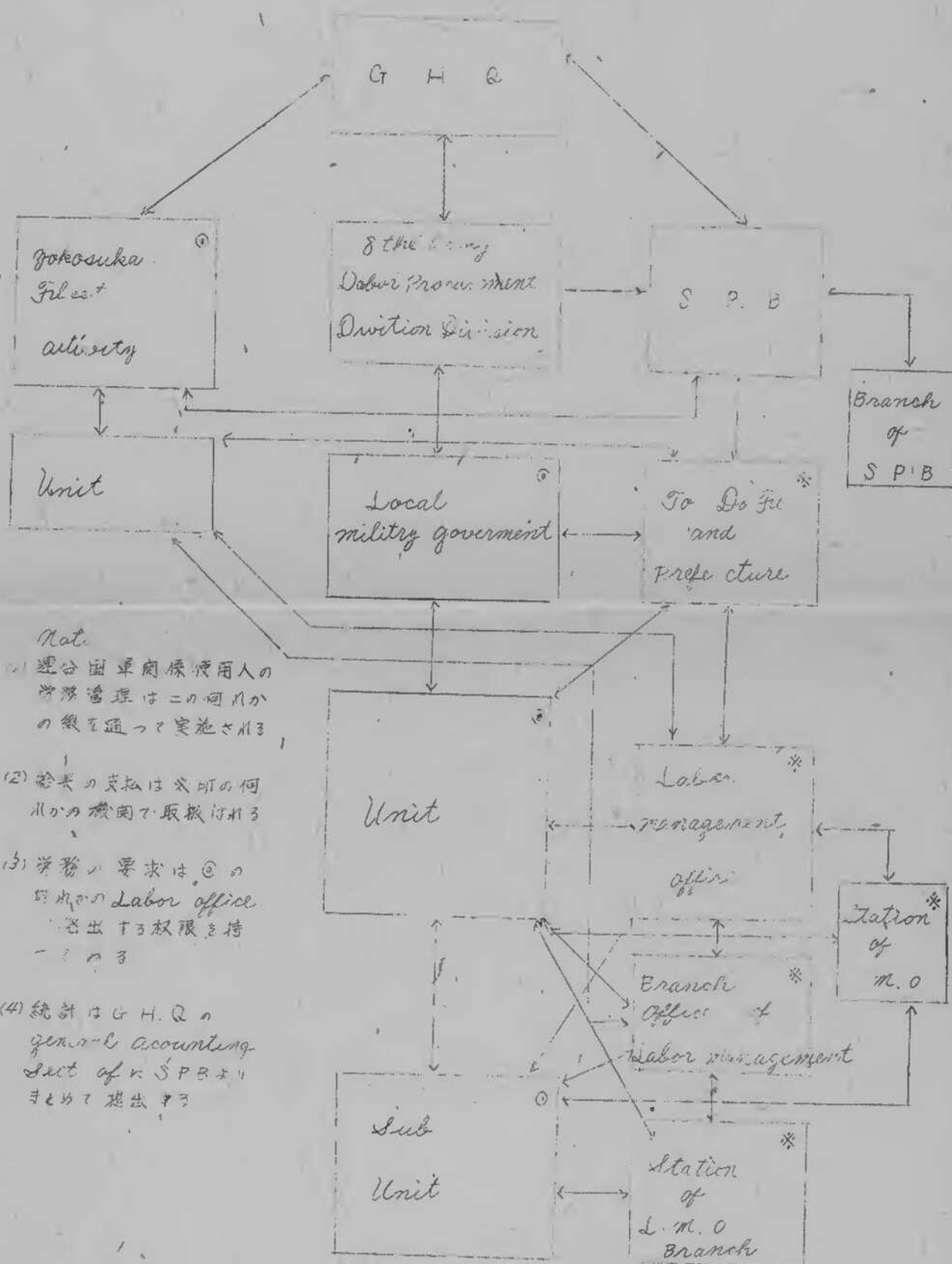
HQ TOKYO-KANAWAGA MILITARY GOVERNMENT DISTRICT, TOKYO DETACHMENT
1943

To: Special procurement Board

Date _____

Labor Officer _____

Memorandum of Organization for the Armed Forces Employee



- Notes:
- (1) 連合国軍関係使用人の労務管理はこの何れかの案を通して実施される
 - (2) 給費の支払は各町の何れかの機関で取扱われる
 - (3) 労務の要求は③の町域での Labor office に出す権限を持つことである
 - (4) 統計は G.H.Q. の general accounting Sect of S.P.B. よりまとめて提出する

一の道路R.D.には建設又は維持修繕を行うべき地先の調整の方法等明確に規定し、且つ工事期間をも明示される。

道路は進駐車と用ひものけ勿論、公共道路に對し、日整せらるるものであつか、私行場内道路、接收家屋移入道路等も、はたの舊陸地の道路の維持修繕は、石のR.D.によらず夫々私行場、接收家屋等、關するR.D.を以て行われる。

道路P.D.の對象となる道路は、国道、縣道、地方自治本道等であるため、一のP.D.を以て之等の道路を並々包含せられてゐる場合があつて、契約の方法、監督監視に關しては、他のP.D.とそれ取扱が異なりである。石に關して建設省と協議の上処理要綱が定められたが、之に依れば契約の方法に關しては、(1)維持修繕工事(丁P.N.R.)について都道府県又は五人都市が直轄で施工する場合「ソース」を都道府県として施工を委託する。

なお、建設省直轄の工事施工区域がP.D.に包含された場合には建設省関

係地方建設局を「ソース」として施工を委託するから、都道府県又は建設省が直轄で施工する場合には「ソース」はS.P.B.が一指定地域毎に請負業者を選定して、通常の維持工事と同様の処理する。(2)建設工事(丁P.N.R.)に關しては原則として、入札によつて「ソース」を決定し通常の建設工事と同様に処理する。この方法で工事施工が困難な場合、建設省地方建設局又は都道府県、若しくは五大都市が直接、事と施工「ソース」の場合に之を「ソース」として施工を委託する。

石に要する資材については、除給以外、そのは、労働賃金を含めて今後S.P.B.がその取得支給、割当の業務を行ふことになる。なお、当分の間工事の監督、監視については建設省が引續て行う。なお、一個のR.D.に各種道路を含む場合にはS.P.B.は之を分割発注される。其の都度申請し、その通過P.D.及び「ソース」が発生された場合、S.P.B.はその都度

建設省道路局及び大蔵省管理局の寄を送付するところについて
S. R. B. がこのように 道路 P. D. に基く業務を実施するようになったこ
とに次第の鉄道 P. D. に基く業務と共に最近に於ける着しい事である
この種 P. D. に類似したものとすれば、既に所謂 船舶 P. D. を含むものがあ
り、又近くは気象台関係に類似の P. D. が出る筈。

2 鉄道 P. D.

国有鉄道の建設及維持其他のサービスの調達に際しては、米茅三鉄道輸送
司令部が米茅八軍より取扱を委託され、P. D. の発出を行つてい
る。発出される P. D. は T. M. R. S. の記号を有してゐる。
此の運輸調達指令書 T. M. R. S. の発出に因つては、何等 S. C. A. P. N. 一ハ
二の指令に添綴するものでなく、正式に第八軍より承認されたものであ
る。発出の形式は、調達指令書に付 P. A. F. O. R. M. を、又これに基き
ワークシートを、レシートに G. P. A. F. O. R. M. を用いてゐる。
右の T. M. R. S. 記号の P. D. による運輸サービスに關しては運輸局長が主管と
して実施してゐるが、本年八月二日以降、鉄道建設サービスの一
部につき丁 P. N. 記号の P. D. が発出されたのである。丁 P. N. 記号の運輸
調達は極めて限られた範囲に於いて発出せられてゐるものである。
本件に關し、近く占領軍當局より、基本的指令が発せられる筈であるが現
在迄の本件 P. D. 処理の事情は左の通りである。

一、本件三鐵道建設司令部へ3 D T M R S を受領する J P N 記
號による國有鐵道關係の切替を決定する

二、原則として P R は本 P の代理として同様に執行
三、ソリスとて民間業者を運送する場合、ソリスは運輸省鐵
道當局とする、この場合、P B 契約を反は鐵道中核局工事とい
ては、鐵道當局工務局長其の他の工事については、鐵道局長と契約
を締結する

運輸省鐵道當局を「ソリス」とした場合に於ける所要經費は S P B
委任支出金から運輸省に對して支給する

四、「ソリス」は運輸省鐵道當局以外の本 P に依る工事又は役務運
送の監督、監視は S P B の責任権限とし、運輸省は之に關與しない

か、運輸省は鐵道運輸の責任上 S P B とは別に竣工検査を行う
五、運輸省は本 P の關する S P B の業務につき、P B の要求があ
れば出未得る限り援助を要する

六、前記各項細目について別途協定する外、依り（別途協定の細目
は未だ決定をみていない）

現在提出されて J P N 記号の鐵道 P R は建設に關する J P N K
と假勢に關する J P V C とが

建設に關する J P N K については、求められず、米三
鐵道建設司令部へ3 D T M R S であり、工事は第三十二技術建設部隊
（32nd Engineer Construction Group）の承認を得て実施することとな
つており、工事内容は既に建設されている

三、次航空基地内の路線より更に短距離の引込線を建設するものである
従って本工事は路盤、線路敷設を行うものであるが、必要ある場合
「シグナル」切替等の附随施設が工事を包含むものと思われる

石 P D T 工事に關するもので維持修理に關する事項は含まれていない。
収勢に關する R D J P V O には、その要求部隊が第三輸送司令部へ
ヨ E T M R じへカモと、米八第 6 M T セクションのものがあり
し、しも M R じのカが要求部隊にあるとは限らない。現在迄に発生さ
れ、いるものは何れも貨客車とコンミサリ、トレンレに改造を要求
するものである。

「レシート」は月別に作成し消費した資材、労務、裝備の「リスト」
を添付すべきこと他の R D の処理と同様である。

石は現在迄發出された數個の J P N 記号の R D に關するものにつき
調査したものであるが、D R によつて調達される品目について、今
のところ何等の指令にも接しておらず、ため路線、車輛、並びに之に
附随する諸施設の建設、維持修理、各種輸送等の如何なる範圍に迄及
ぶものであらうか明かでない。

今、R D 調達物資の鉄道輸送に關して「A G ヌニ一（P D T O I

二三四）（一、四、八、四、二、九附）」進駐軍要求物資の鉄道輸送に關する
件しの指令が發出されてゐる。

之により P D による調達物資の納入地迄の輸送は従来 M R S が運輸省
と連絡配車を行つていたのであるが、本指令により S P B が單に代り
貨車の取替、輸送証明書の発行等の業務を行い輸送を担当することと
なつたのである。

（小倉記）

六、地方P.D.の統一

地方P.D.については、既に周知のとおりであるが、今や爾来P.D.制度の整備が急務に成り、次第に地方P.D.は廃止され、P.N.記号の中央P.D.に統合せらるべきものである。

即ち、次項に述べる如き各府の指令に依り、漸次地方P.D.は中央P.D.に切換へらる。現在是不動産接收を済ませては一切の地方P.D.の存続は許さるべきでない。但し、地方P.D.も亦P.D.の一種であるからS.C.A.P.I.N.一八二一の関係からいへばP.R.へはA.T.一四二二が出た場合、これに基き当然支那が為されねばならぬ。この誤解は指令の混同に基くものである。

而して現任は、P.N.記号の中央P.D.の中本方直接取扱のP.D.に対し、地方支局取扱のP.D.を便宜地方P.D.と呼称してゐる。

二、各府に於ける地方P.D.の変遷について
地方P.D.の変遷については諸指令に付次に説明する。

軍側内部の連絡として一九四一年十二月六日附米第八年調達課メモ第 三三 (Procurement Memo No. 33) によれば地方不動産P.D.は従て中央P.D.に書換へると言う軍側の方針が伺える。

(一) 一九四一年八月十一日附覚書「地方P.D.中止に伴い中央P.D.の地方的発出に用いる件」に依り、T.E.N.ニアル、工事修復、維持修復の地方P.D.は今年九月十五日を以て打ち切り、それ等は中央発出のJ.N.K. J.P.N.D.の記号をもつP.D.を要求されることを指示してゐる。

(二) 一九四七年十二月十日附覚書「地方P.D.打ち切りに関する件」により、不動産接收地方P.D.を除き、他の地方P.D.は今年十二月三十一日を以て打ち切り指示された。

(三) 一九四八年四月一日附覚書「建築及改修工事の地方P.D.の終止に関する件」により、今年三月三十一日を以て工事修復の地方P.D.は打ち切りされた。即ち、不動産接收の地方P.D.のうちで工事修復に

管理を含むものがあるが、この工事修復の完成は、切られた結果、不動産P.D.については、その使用と経営管理を戻す、その力を継続することとなった。

(四) 一九四八年八月四日附管官庁建設省通知で、官公庁、前払に属する件については、今年四月二一日を以て、前払の不動産の経営管理系、頂も打切りとなった。

従って現在地方P.D.の所有は、不動産収地方P.D.の使用(1)の、概算の力があると考えられる。

なお、かかる不動産地方P.D.も漸次中央P.D.に切換えられつつある現状である。最近茅八軍より発表された覚書A.G.P.D.P.R.「一」不動産地方P.D.打切に伴う署名について、不動産地方P.D.一者打切に備えた処置の一として、近くこの打切が行われることを示唆している。

三、地方P.D.の現状
取近調査より、二ヶ等地方的記号を有する所謂、地方P.D.につき

全国的に調査した結果九月一日現在の状況制表の通りである。但し、目下東京地区を始め、全国的にはP.D.記号の中央F.D.との切換えが行われつつあるの、石数字は、その減少、ある。なお、右の外本調査に附随してP.D.無しの口頭命令と、入モランダム、等による調査を行った事例が相当見られたが、本所は、この処理を、東京地区の、分は調査未了の爲、記載してないが、中間報告によれば、調査のP.D.は殆ど、石、概算の僅か、本所扱の不動産地方P.D.が残っているが、之は前述の通り。

調査	現在有効な地方P.D.数	不動産収地方P.D.数
東京地方	97	43
関東地方	134	1
中部地方	52	1
近畿地方	345	4
中国地方	18	2
四国地方	192	1
九州地方	168	13
北海道	299	32
沖縄	160	2
計	1461	96



一、愛知縣に中央及びその折換がなされつゝあり。
なお、愛知縣の今より報告未着のもの記載していきなり。
(※ 記)

裏面白紙

一、通達書（P.R.）の作成及び提出に關する指令に於て
（一）レシートの作成及び提出方法の変更は、先に當方
より四月二十四日附第八軍司令部第四〇〇、一二（P.D. 101-13-1）
（二）對する其の要領事項を提出中の前、八月二十六日附A.G.P.D. 0
四〇〇、一二三〇〇によつて國務に於て、
本國務及び其の後覽出された諸指令により改訂され、且つ、明確に
する、該案は次の通りである。

7. 日本側代表者の意義

（一）日本側代表者の意義
（二）日本側代表者とは、S.P.B. 方代表者、供給者及び其の代表者、勸道
者、代表者及び調達に關し、S.P.B. により進駐軍と取引を行うことと
承認された人若くは機關を意味する。
（三）不動産レシートの配布

不動産レシートは、第八軍司令部に於て九通作成し、受領官及び
日本側代表者の署名を受け、受領官に交付され、かつ日本側代
表者一紙つて作成された目録を通分署名のため日本側代表者より受領
官に提出される。署名後レシートは三通目録一通が日本側へ交付さ
れる。

（一）交付方法（四四〇、一二）（P.D. 101-13-1）に於て、わ
が東地方の場合、第八軍司令部より、S.P.B. に交付され、東地方
以外の場合は、第八軍地方本部又は地方調達官より、日本側代表に
交付される。指示されているが、これはA.G.P.D. 0四〇〇、一二三〇四、
（一）で今後日本の全地域に於て不動産レシートの配布は、現
在の東地方で行われていた手続と同様に處理されることになつた。
（二）署名済レシートは三通目録一通は地方第八軍調達課代表
により、当該S.P.B. 支局に交付されるのである。

これは不動産利権業等をいふから、委任することなく、S.P.B.（支局を
含む）が直接実施すべきとする入札の方針の一端を示すものと諒解で
さる。

日本側に交付された「レシート」は三通の中一通は原則としてサプライ
ヤー（オーナード）に交付される。

三 Materials と Supplies の意味について

A.G.W. の一（P.D. 101ニ）にわ J.P.N. 2（Y）以外の
R.D. に対し R.D. の條項によつて労務、需品、若くは器材を供給しな
ければならぬ場合（J.P.N. K の如き）に「レシート」に記載すべき
項目中には資材（materials）が含まれていないがこれは調達目的に應
じて需品（supplies）と同義語と考へてよい。
これに「労務及役務」に對する意味としての「もの」の概念に異同じ
いと思われ。

四 J.P.N. O に基いて提供された資材に對する支拂と P.R. の記載

J.P.N. O に基いて提供された資材の中で自動車等の購置の場合、若し
物価庁が其の統制価格を決定するものなり、其の支払は「ユニット」に
ユニットアセンブリ「ジョブ」の基礎に基いて S.P.B. で行つて差
支えをい。

したが、此の場合には「ユニット・プライス」に對應する様式で記載せず
労務、資材、利用された裝備等の明細を「レシート」面又は別に添
付して提出しなければならぬ。

五 番号の附け方及び訂正の例

（1）修正 P.D. に對する訂正の例
R.D. J.P.N. 2-1セセ六が P.D. J.P.N. 2-1セセ六 A で訂正され
てゐる場合は訂正 R.D. に對する「レシート」は訂正 P.D. の末尾字
A と関係なく J.P.N. 2-1セセ六 A・B・C 等が附される。
（2）「レシート」が受領官に提出中の場合の訂正及修正
「レシート」が証明及署名をとり受領官に提出された時に於ける訂

工役受入受取書官及び小使代表により「レシート」を提出して行
われ、この書がなされる。

(2) 「レシート」が既に提出された場合の修正

「レシート」が既に受領官によつて署名され提出された後の訂正及
修正の修正「レシート」の提出のためによつて行われる。

修正すべき「レシート」の後に一度も次の「レシート」が提出
されていなければ、場合

「レシート」に「一〇六六六」に對する修正をするとき「レシ

「レシート」に「一〇六六六」の後に「レシート」が提出されてい
ない場合、丁「PN」を「一〇六六六」の記号が附される。

修正すべき「レシート」の後に幾度も次の「レシート」が提出さ
れていなければ、場合

修正すべき「レシート」に「丁「PN」を「一〇六六六」の後に引續いて「MN
「P」の表を文字を付して五部が「レシート」が提出されている場

合には丁「PN」を「一〇六六六」の記号が附される。

六 丁「PN」R「PD」に基く建設工事に対する「パーシマル」レシート及
び「フアイナル」レシートについて

現在尚行われている丁「PN」R「PD」に基く建設工事に対し、部分払を可
能とするために「パーシマル」レシートが今後提出されることになつ
た。

本件はAG「PD」四〇〇・一二二〇四、指令により指示されているが、九
月十六日付AG「PD」四〇〇・一二二〇四指令 *Monthly Partial Receipt for*
Construction Being Done である。

丁「PN」Rに基いて施行される工事に対する「パーシマル」レシート
は今後毎月作成せられ、且、日本政府が支払をなそうように十分
詳細にそれ迄に進行した工事の完成度 (*degree of Completion*) が記載さ

「道路工事」の係に在りて、道路工事の進捗状況に對する「レシ
ー」記載の「明細」を、(一)「道路工事」の「完成」し
た道路の「長さ」(二)「道路工事」の「完成」した道路の「水
道施設」の「パーミット」等である。

「パーミット」の「パーミット」の書式は前記「AGPD」の「六」
ニ「別添」の「五」の「AGPD」の「六」の「別添」の「七」の「パーミット」
の「様式」による「パーミット」の提出は八月三十一日より

行われ、他の「パーミット」の提出は、(一)「道路工事」の「完成」し
た道路の「長さ」(二)「道路工事」の「完成」した道路の「水
道施設」の「パーミット」等である。

「パーミット」の「パーミット」の提出は、(一)「道路工事」の「完成」し
た道路の「長さ」(二)「道路工事」の「完成」した道路の「水
道施設」の「パーミット」等である。

「パーミット」の「パーミット」の提出は、(一)「道路工事」の「完成」し
た道路の「長さ」(二)「道路工事」の「完成」した道路の「水
道施設」の「パーミット」等である。

「パーミット」の「パーミット」の提出は、(一)「道路工事」の「完成」し
た道路の「長さ」(二)「道路工事」の「完成」した道路の「水
道施設」の「パーミット」等である。

「パーミット」の「パーミット」の提出は、(一)「道路工事」の「完成」し
た道路の「長さ」(二)「道路工事」の「完成」した道路の「水
道施設」の「パーミット」等である。

「パーミット」の「パーミット」の提出は、(一)「道路工事」の「完成」し
た道路の「長さ」(二)「道路工事」の「完成」した道路の「水
道施設」の「パーミット」等である。

「パーミット」の「パーミット」の提出は、(一)「道路工事」の「完成」し
た道路の「長さ」(二)「道路工事」の「完成」した道路の「水
道施設」の「パーミット」等である。

裏面白紙

空欄 1 ト割の署名を付し、從之、P B に送付され、S P B は
九月に及ぶ添付して軍用へ送付することとなつた。

本章の關係する資料の指示は左の通りである。

一 四八五 一月二十四日付 A G P D O 四〇〇・一ニ (P D 101ニ三ニ)
一 トの作成及び提出に關する件

一 八 八月二十六日付 A G P D O 四〇〇・一ニ 三四
一 トの作成及び提出に關する件

C 全 九月二十四日付 A G P D O 四〇〇・一ニ (三三ニ)

一 トの作成及び提出に關する件

九 九月十六日付 A G P D O 六〇〇・一三ニ

一 トの作成及び提出に關する件
一 マンスリー・パリーシャル・
一 シート 増する件

八 水 記

四九

入調練習曲につく

て、是れは、當時の處理の機關、方法等について明確な方針、規定がある。その素案を概説するに止めた。

其後本年七月二十一日 S P B 同章第五号「占領軍用露出訓通解」の同
する件に於て金出され 処置全般の輪郭が相当明瞭に至り 細部の具體的
処置方法についてある 本同章の実施に伴ひ着々整備されつつある現狀で
ある

勿論不動産の売却の處理方法等、重要であることは明確と欲く其も少く
ないがそれらの解明は他日に譲りこゝを初學に求むる爲に要點を概説し
て置く

調達解除物資の処理機関とその責任及び権限

西濃軍が日本政府に對して、調停を請ふ。此特別調停片が責任を負う。此調停片の受領及び保管について

總司 全般的に指示権を有し、連合軍最高司令部が 処分に關しては、初

以上各例，均有其責任，勿謂SPB之為多，
更應以人在評述其時也。

保習に處しては 各支局の責任 ありて 支局が保管物資を修

占 中 盤

物質の還元解除または、無條件に、従って解除物質（

解除される物資が、既に戸口の警びをうけて、もう占領軍の要求

占領軍の指示に基づき、外国船舶の修理用として使用される場合、
分け、つて起すべきであり、又倉庫に保管中の物資について、も
後に述べるように、最高司令部の指示により、区分する場合が、規
定されており、これらの点で、日本政府が、区分権を完全に恢復し
たものとわねる。

三 発生経路

- (一) 調査物資を解除せんとする占領軍各部隊及諸機関は、M.G.
P.七様式「調査解除」へ、プロキニ、ドメント、リリース、五通を
作成し、無署名の儘、地味調査課又は本部に送附する。
- (二) 地方調査課は、リリース、の各項目、つて検討し、調査解
除番号、J.P.N.X.を附し、
J.P.N.X.は、M.G.P.七様式の表面に、P.D.番号と併記されるが、P
Dの番号と、無関係であり、動産、不動産を問わず、全国を
通じて一連番号である。

(一) 地方調査課毎に、例えは、A調査課は、J.P.N.X.一〇〇〇〇一ニ〇〇〇
B調査課は、J.P.N.X.二〇〇〇〇一三〇〇〇と、言う風に、予め番号を分
配しているから、番号重複の虞はない。しかる後、地方調査課は、
五通全部を最寄のS.P.B.支局に送附する。

四 受領及署名

- (一) 各支局は、M.G.P.七様式を受領したら、占領軍の指示した
地点で、解除物資を受領し、自己の輸送機関で最寄のS.P.B.所
有、又は契約の倉庫に輸送する。
- (二) 各支局管、枝那保管課は、日本政府の代理として、五通全部に
署名調印し、同時に、物資を解除する占領軍代表者の署名を取
付ける。
- これやその「調査解除」(ヘプロキニ、ドメント、リリース)は、
形式的に完備する訳である。

三

管財部保管課は左の通り
一 部を当該代表に手交

二 部を地方調達課に返送

三 部を共に一部を監督課に廻附し 一部をSPB本部
の管財局保管課に転送する。

五

調査及びこれに伴う處置

監督課はすべての解除物資につき当該解除物資が 最初に調達
された根拠を確認するため再調査を行う。 調査の結果

一 該物資が購入されたものであり、これが判明した時は「調達
解除」に後に記述する手続をとるべく指示を附し 保管課に
返還する

二 物資が貸借契約によって調達されたものであり、ことが判
明した時は 右を受領証と引換に原所有者に返還する
但し

（一） 当該物資を占領軍が即時使用する要求が現存する場合に
SPBがそのまゝ保管し

（二） 原貸借契約に買戻根拠があり 又政府が貸借料支拂に
着手した該物資の承購入価格の六割以上を既に支払つてい
る場合はSPBが購入する。

（三） 調査の結果 当該物資調達の根拠が存在しないことが判
明した場合及び監督課より軍需に付し確認FD発出に
よって根拠を認めないよう交渉する（「ターニン、スリッ
ト」を含む）について後に記す。

六 保 管

解除物資の保管はSPB倉庫 又は特別に契約された倉庫
において取扱う。

七 特 別

八 特 別

九 特 別

十 特 別

十一 特 別

十二 特 別

十三 特 別

十四 特 別

十五 特 別

(一) 在庫品目

各倉庫は毎日、その前月末現在の在庫品目録を作成する。
この目録には、各解除物資につき、品名、数量、單位、在庫数量、原鋼
達の區別（購入又は貸借）及び、状態級別を記載する。
状態級別は、(1) 新品、(2) 使用可能品、(3) 修理可能品、(4) 更生用品
（状態劣悪で大修理を加えなければ使用不可能の四種とする）

(二) 報告

(1) 管財部保管課は、四半期毎に前四半期中の各月分在庫目録中から、使
用予定のない在庫品、すなわち、過期解除物資を、摘出し、報告書を
作成し、SPB本庁の管財局へ提出し、管財局でこれを取まとり、
経済安定本部を通じて、GHQに報告する。
GHQは報告書中、特別の処置を希望するものがあれば、これについ

てSPBに指示する

(2) SPBは、GHQより処置を指令されたものを報告書中から抹消し、
残余の物資の一に価格（公定）を価格とし、どちらでも低い方を附
し、経済安定本部に報告する。

(3) 経済安定本部は、石に関する処置を指令し、指令なきものには、
わSPBが一概の脱走入札により処置する。

(三) 修理

(1) 各支局は、次の諸条件を全部具備したもののについて、本庁の承認
を之に修理することができ、

- (a) 修理加工の事實は在庫品目録に記入する。
- (b) 調達の基礎が貸借契約でないもの。
- (c) 修理費が修理済物資の現在市価の七割五分を超過しないもの。
- (d) 修理済物資が、日本国民経済の見地から使用の可能性の乏しいもの。

であること

(4) 戦時物資が占領軍使用の可能性の多いものであり、又現在再要
本の見込めるもの

(四) 其の他の物資の整理の可否決定は本庁が、第入軍調達課と協議の上
決定する

附フタイン、イン、スリッポ、について

なお、調達解除に因連しく、これと類似した所謂フタイン、イン、スリッ
ポ、について簡単に附言する。

フタイン、スリッポ、とわ、G H Q が P. D. による調達手続を経ずして
調達した物件を、日本政府に返還する場合に、便宜上使用している形
式である

更に具体的に言えば

(1) C L O が「オーダー・シート」へ維持管理用物資調達の際、便宜的

に用いられていた一種の「ワーク・オーダー」であるが、S C A P I
N-ハセニにより廃止されたもので納入したものの

(2) G H Q が特別の「インストラクション」で接收したもので、(これも
S C A P I N-ハセニで廃止され、現在は発行されていない)

(3) 占領当時の混乱期に正規の手続によらずに接收されたものが
その対象になる

従て、これら接收当時の実状、原所有者等を調査し、確認 P. D. を
発行し、正規調達手続の軌道にのせることが望ましいのであるが
既に歳月を経過し、不備な目録によつて調査を進めることは極めて困
難である

従来かかる物件は事業局監理課又は契約局不動産部において受領し
事業局が保管にあたっているが、以上の如く原所有者形態も明瞭をうや
むもりが多い關係上、これが處理に腐して、目下検討中であり將來
の營業に属している。

(加藤 記)

LEGEND FOR REMARKS

FUT - Unserviceable, due to
fair wear and tear

R/S - Unserviceable, report
of survey

S/C - Unserviceable, stat-
ement of charges

SER - Serviceable

EXS - III excess of autho-
rized allowance

FORM HC. 41

CERTIFY that the articles
listed herein are turned
under the circumstances
indicated in "Remarks"
19 Nov. 1947

Building or Facility
Manager
Verified by:

Allied Custodial per-
sonnel

Quantities shown in acti-
on column have been re-
ceived.

194

For the C.L.O. of
the Japanese Govt

JAPANESE PROPERTY TURN-IN SLIP

TO: TOKYO Y. M. C. A.
For the C.L.O. of the Japanese

Page of pages

Voucher No.

Government

FROM: Building or Facility Name
Kanda Kai Kan Billet

Bldg or
Facility
USE
PD No.
TKY-512

Turn-in Slip
No.

Item No.	Stock	No.	Nomenclature	Unit	Quantity	Remarks	Action
1.	JM		Chairs, armed	ea	12	FWT	
2.	JM		Chairs, straight back	ea	25	FWT	
3.	JM		Couch	ea	1	FWT	
4.	JM		Desk, writing	ea	2	FWT	
5.	JM		Table, bedside	ea	1	FWT	
6.	JM		Ling	ea	5	FWT	
LAST ITEM							

until stock numbers are used for Japanese property, the designation "JM" will be entered in the column "Stock No."

b. Sufficient copies will be made to allow:

- (1) C.L.O. Receiving agent - 3 copies.
- (2) Building Inventory files - 1 copy.

c. Upon receipt of property turned in, the C.L.O. receiving agent will fill in the action column and initial or stamp with official seal. The copy for inventory voucher will have the action column so completed.

DIRECTIONS FOR USE

1. APPLICABILITY: This form will be used to return Japanese property (not procured property) to the Central Liaison Office of the Imperial Japanese Government, property which comes under this category is:

- a. property taken over with a facility that has been requisitioned from the Japanese Government where the procurement demand for the use of the facility includes the use of that property.
- b. property supplied to a facility by the Japanese Government in compliance with a procurement demand calling for the use of the facility with such property.

DIRECTIONS:

- a. All columns of the form will be used and entries will be made generally in accordance with the use of WTD AGC Form 447, 15 April, 1941.

• LEGEND FOR REMARKS
FWT - UNSERVICEABLE DUE TO FAIR WEAR AND TEAR.

R/S - UNSERVICEABLE, REPORT OF SURVEY.

R/S - UNSERVICEABLE, STATEMENT OF CHARGES.

SER - SERVICEABLE.

EXS - IN EXCESS OF AUTHORIZED ALLIANCES.

QUANTITIES SHOWN IN "ACTION" COLUMN HAVE BEEN RECEIVED.

I CERTIFY THAT THE ARTICLES LISTED HEREIN ARE TURNED IN UNDER THE CIRCUMSTANCES INDICATED IN REMARKS COLUMN FOR THE COMMANDING OFFICER:

16 SEPT. 48

(DATE)

Sgt Leo J. Fitzpatrick

(ORGANIZATION SUPPLY OFFICER)

TURN IN OF QUANTITIES SHOWN "QUANTITY" COLUMN IS AUTHORIZED

(DATE)

(FOR THE BASE OR STATION ACCOUNTABLE OFFICE)

(DATE)

(STOREKEEPER)

VOUCHER No.

WD-400 FORM 447 EDITION OF 1 JUL 1946 MAY BE USED.

1 MAY 47

REPLACES WD AAF FORM 828, 27

JUN 45, WHICH MAY BE USED.

0957-FEC

PRINTING

PLANT-4/48

-2376M

TURN - IN SLIP

PAGE 1 OF 1 PAGE

TO	BASE OR STATION ACCOUNTABLE OFFICER	TURN IN SLIP	PROPERTY
	Dependant Housing Supply		PROPERTY CLASS
FROM	ORGANIZATION, UNIT, OR PROPERTY OFFICER (S)		ACCOUNT SYMBOL
	War College Apts	MEMO RECEIPT	WORK ORDER NO.

ITEM No	STOCK OR PART No	NOMENCLATURE	REMARKS	UNIT	QUAN. UNIT	TOTAL ACT
1	26C22C0886	Chair Dining	EXS	12	10	
Last Item						

第三部 賠償関係

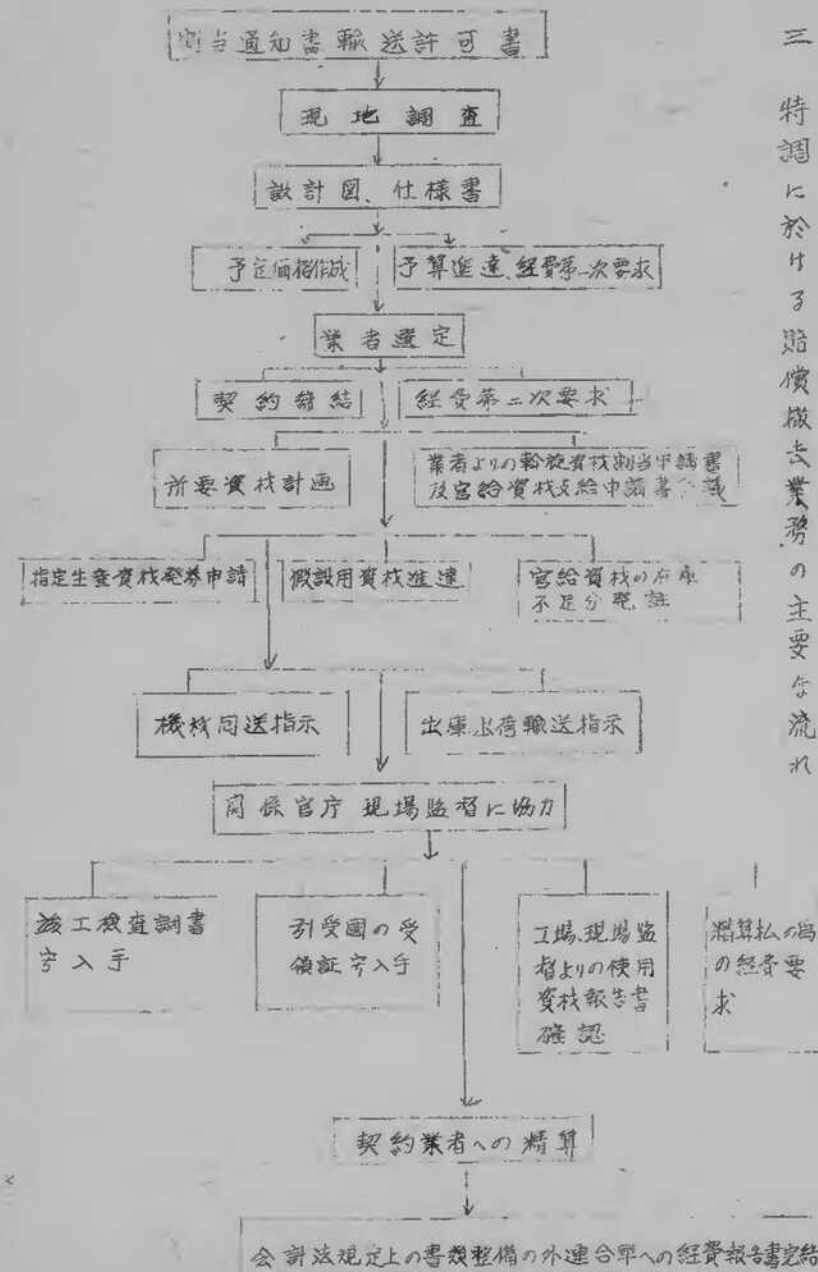
裏面白紙

裏面白紙

- 一、賠償撤去に因する特調の責任及責任発生の時期
- 二、賠償撤去上特調と地官庁との関係
- 三、特調に於ける賠償撤去業務の主要な流れ
- 四、現在迄の賠償関係経緯概略
- 五、「イロケーション・バーナイス」(Allocation Notice)
- 六、「トランスポート・シモン・パーミット」(Transportation Permit)

裏面白紙

ハ当リ、輸送の計画及作業監督は運輸省（鉄道局、海運局）及道路運送
監督事務所が当リ、資材及資材輸送用燃料の発着は商工省、鐵工物件輸
送用燃料等発着は運輸省という事になつてゐる。而して、諸官庁の
業務に対し、總括的に日本政府を代表する立場にあるのが賠償庁である。
前項SCAPの第一八四号第二項の賠償庁の責任は、賠償施設撤
去總てについて、日本政府に代り全般調整及企画、撤去に關連せる方針
樹立にあると指示されてゐる。



三 特調に於ける賠償機材業務の主要な流れ

裏面白紙

四 現在迄の賠償関係経緯概略

今迄の賠償に關する主要事案、決定及指令は次の通りである。

賠償協議会設置

一九四五、一二、二二

極東委員会中間賠償計画決定

一九四六、五一、三

總司令部管理保全指令

一九四六、二二、一

總司令部詳細指令

一九四六、一二、一五

終運賠償部設置

一九四六、一〇、二六

米國政府より總司令官宛中
賠償三割即時取立指令

一九四七、四、三

總司令部賠償撤去の順位表

一九四七、六、九

總司令部賠償撤去の準備指令

一九四七、七、二二

總司令部第一次撤去予定軍工廠
(一七)ハ表

一九四七、九、一六

總司令部第一次割当の通告
(中國同 梱包輸送指令)

一九四七、一、二四

第一次撤去の輸送開始(釜
利谷より長浜へ)

一九四七、二、二八

賠償第一船出帆(中國)

一九四八、一、一六

前項總司令部管理保全指令に依り賠償工場が指定せられ

その工場名簿を二三、六、一賠償庁調査部作成、それによると官民合せて

八六九工場であり、前項三割即時取立指令其他情報によつて賠償庁では

二十三年度の撤去予想を、約八万五千噸としていたが、最近では約五万

四千噸位に見積りを減じている

第一次撤去は先づ十七軍工廠が予定公表せられ、そのうち大部分の工廠

から寸前に個別記載を撤去し、一より完全施設の撤去に手をつけたい

割当通知書は六月二十日迄に、百二十九件、特調に移管してからは、十五件を受け、夫々指令通り目下作業を進めている

五、アロケーション・ノータイス (Allocation Notice)

(1) 指令としての効力

アロケーション・ノータイスは略してA・N、試して割当通知書となるが、此の割当通知書は賠償撤去に關する連合軍より日本政府に宛てた指令の効力を有する英は一九四七、七、三ニSCAPIN第一七五(号)覚書第四項に依つて明らかである、

即ち今項では、連合軍最高司令官より割当通知書を受領したときは

日本政府は下に掲げる措置を実施し、之を完遂する責任がある」と述べ、
ベタからのまぶ、賠償物件の解体、梱包、保管、輸送、積込、マーキング及びパッキングリストの作成、再組立に必要な資料提出、撤去費用算定の爲の試算提出、輸送許可書に依る輸送開始、撤去作業の進捗状況報告、撤去費用の詳細な報告、損害の補填等の措置事項を詳細に述べてある、即ち割当通知書発令と共に日本政府に対し、以上の幾多の制りを有するのである

(2) 記載内容

割当通知書は一通乃至数通を、SCAPIN第五八二五號覚書の「カバリング」には割当通知書に記載されたものの内の主な事項と特に注意すべき事項が書いてあり、大体に於て割当通知書文でも用が足

リが、発令年月日は「カバリング」の才のみ附されている。
計画通知書に記載されていり事項は撤去物件が完全施設の場合と共同
計算品目の場合とは多少の相違があるが大体左の通りである。
なおSCAP IV第一七五号覚書附文ニ及三の割当通知書範例と実
際の割当通知書文面とは同すとも全一ではない。

1. 発令元（連合軍最高司令部）

2. 割当通知書番号（数字は二種一組となつて居り、最初のは一（

中国）二（和蘭）三（比律賓）四（英國）の
四の何れか、後のはその国分の番号である）

3. 施設の種類と番号（数字は一（共同計算品目）二（丁上り）三

（完全施設品目）の内の何れかを示す）

4. 仕向國名と工場符号（数字は二種一組となつており、初めのは工

場所在縣の番号、後のは縣内の工場の番号
で両方を結びつけて初めて初めて全國に運する
の工場の符号となる）

5. 工場名、会社又は工廠名、所在地

6. インベントリー上の根拠となる詳細報告番号
特別指示

記載の物件は梱包、輸送さるべきものなること
解体作業は、要求國在日技術者の到来査察を受けて開始すること
解体は此種施設に通じた有能なる技術者の監督の下に完了さるべ
きこと

運輸部の將來の組立、据付等に必要を設計図、青寫真、作業指
示其他必要を空白書を提出すること

要求国在日技術者の要求する資料提出が不能の時は、最高司令
部に通報すべきこと

8. 仕向港名

9. 1. インベントリー番号、機名、重量噸、価額（一九三九年評価内

(ハ) 配付

連合軍最高司令部発出 賠償庁経由 特別調達庁へ四部配付さる
調整局調整官は割当通知書を複製し 本庁内執務及情報用として左の
通り配付する。原本は同覧。 1. インポート 原本、其他送致用として調
整局におく。

技術局 参部

契約局 五部

促進局 参部

管杖局 参部

経理局 参部

爭業局 参部

放務部 参部

割当通知書に關係ある支局に寫五部を配付し執務及情報に當てる。

六. 7. トランスポート・デーション・パーミット (Transportation Permit)

(イ) 指令としての効力

7. トランスポート・デーション・パーミットは略してT.P. 記して輸送許

可となるが 此の輸送許可書は前項「SCAPIN」第一七五号覚書第四項に、連合軍最高司令官の作成する当該積出計画に依する為に積出港を指定し 当該港迄の輸送を認可するものなることを述べてあり。全附文ニの三項に輸送許可があつてかう輸送を開始すべき旨が記されてい

(四) 記載内容

1. 発令元 (連合軍最高司令部)
2. 文書番号 (三八七六/五四〇一) 及年月日
3. 指 題 (輸送許可)
4. 「SCAPIN」第一七五号覚書参照についての指示
5. 次何國に割当られた財物物件を何國 何船に積込むため輸送する

こと

港 名 着港予定年月日

工場符号 割当通知書番号

6. 作業は敏速なるべきこと、受取國語の通訳一名を船長の爲用意すること

7. 受取國船の概要

排水量 大きさ 起重機械設備状況

8. 荷物収容「スペース」状況

9. 日本政府は受取國船舶到着の確定日時に關する情報受領の爲要求あり次第八軍司令部に入を出頭せしめること

(四)

配 付 「アロケーション・ノータイス」に準ずる

(本章 荒木 伊東 両
事務官 担当)

第三部 主要指令の解説

裏面白紙

解 説

現行調達手続調の仕様当時 訓令本年六月以降最高司令部及米第八軍司令部より発出された覚書及指令申請調達手続上重要と思われものを次に掲げその内容について詳しく註を加える

AGLDME 〇九一（JAPAN）六一二五五附

「進駐軍の爲の維持管理及小工事の監督の任にある日本政府機関の統合の件」

摘 要

本指令は運営及維持管理の項目を不動産接收PDより除くという手続上の変更から家族住宅 事務施設 兵舎及各種附属施設等の維持管理小工事の実施監督に現在従事する政府諸機関を日本政府に於て統合する様指示して来たもので之に伴い当方は軍当局の意図に沿うべく出張

新設置の処置を採りつゝある

AGLDME 〇九一 PDIP 二四九

「RDJPNZ 一号より二五〇〇号迄の納入中止に関する件」

摘 要

本年七月一日以後第八軍司令部が特に示すもの以外は標記PRへ需品に対する納入を中止し七月一日以前既に納入済のものに対してはPRが九月三十日迄に司令部に到着したものに限り有効と認めるものとされた。之に基き契約局需品部に於ては該PDに関する新規契約を一切中止した。

AGMGEM 三八六三 六月二十一日附

「賠償撤去作業契約の特別調達庁へ移管に関する件」

摘 要

賠償撤去に關しは最高司令官の令により日本政府の責任に於て行われ
れているが、この撤去作業に關する純正の契約が本年二月八日附の八
軍指令により当庁に於て行はるべきことが指示された。標記の指令は
この八軍指令の内容が六月二十一日附有効なるべき旨明かにしている
AGPDE六〇〇一(ENGR)(二七五)
(第二部参照)

「建設用資材に對する日本標準規格に關する件」
摘要

本指令は日本政府が従来新に發する建設用資材に對する標準規格
が必ずしも造駐軍の要求に合致しない場合があるに鑑み之が爲の時
間と資材の浪費とを妨ぐ爲斯る標準規格上の変更が行われる其都度
寫を八軍技術部へ提出するよう要求してゐるものである。

五 SCAPIN 一九一五 七月一日附
「廃品処理に關する件」

摘要

昨年二月二十七日附SCAPIN一五〇八「廃品処理に關する件」により連合
軍施設からの廃品の蒐集は日本側の責任に於て管理する様示されてい
るが現在石覺書に示す処に反する事態が多い爲改めて本覺書により日
本政府の監督の徹底を要求したものである

六 AGPDE 四六三・七(二八六)
「PD及LD供給者に對する石油製品の配分申請手續に關する件」
七 AGPDE 四六三・七(二九八)八月十日附

摘要
右

右指令中のP D A L Dによる業務に事する業者の石油製品配分の申請手続が八景調達部促進課に於て行われていたことを周知せしむる様指示したものの、あらうが右指令は斯る業務を当庁が取扱うことを許し且、之が手続を関係方面へ周知せしむる様指示している

七、A E P D O 六〇〇一 二八九 八月四日附

「P R 並びに、建築業者に対する前渡金支出に關する件」

摘要

1) S C A P I N 一八七二第五條各項(2)の前渡金認可の具体的手続について、の五日ニ十七日附 A G 四〇〇一、一ニ P D I X 一ニ五四下遊撃軍の需品及役務、供給業者に対する前渡金支出認可の件、が第八号より登じられ、入札価格或は契約見積総額の三〇%を越えない限り前渡金支出が認めら

れることとなつたので、この指令及 P R に關する指令について日本側より一括提出した質疑に對して、回答が本指令である。

(2) 本指令中 P R に關する箇條は本文解説参照

(3) 前渡金に關する件は、第大隈山頂及右頂に於て日本政府により確認された完成率に基き、且、実施された工事に対する「パーセントレシ」を、作の場合に限り前渡金を除き、その工事費の九〇%を越えない限り工事費の分割払いが認められている。而して既に三〇%の前渡金支払を受けた者は、その工事の三〇%以上が完成される迄前記の分割払は認められず、三〇%以上を完成して後は、之が適用されず、明白にされている。

八、S C A P I N 一八七二一 二 八月十日附

「右領軍用予算支出に附する件」

摘要 本年三月三十一日附SCAPIN一八七ニの訂正である。本文解説参照

(七) SCAPIN一八七ニ 十月五日附

「全 右」

摘要

連絡調整中央事務局より従来全局で処理していた戦犯裁判及び軍事裁判、憲兵裁判其他「CIC」、「CPC」、「ATS」、「MG」等に出頭する証人関係者の旅費諸掛りの支出に關しSCAPIN一八七ニとの関連をGHQに照会したものに對する回答であり、三によれば軍事裁判、憲兵裁判関係については終戦処理費の支出は差支えなく、その爲募入軍より適當な調達書式が提出されることになり、戦犯裁判関係は従来通り

とされている。然し乍ら右の調達書式が具体的に如何なる形に於て発
出されるか未だ分明でない。

(C) SCAPIN 一八七ニ 十月七日附

「全 右」

右覽書もSCAPIN一八七ニの解決について大蔵省が照会した文書に對する回答で進駐軍労務者の救護諸手当金がSCAPIN一八七ニによつて特に區別されて取扱われるものではなく一般の國家公務員に對すると同様に支払はれるべき旨を明かにしている。

九 SCAPIN 五九一ー一A 八月十一日附

「特別調達庁々舎に關する件」

摘要

現在特別調達庁はその取扱ふ業務並に人員に比して事務室の擴張が痛
感されるのであるが右覚書はその実状を認め且日本郵大傳馬町港富ビ
ル三菱通事会がその事務室を譲渡するならば当庁の事務室として新た
に之を使用することに意義のないことを明かにしている。

一〇、 A G P D P R 六〇一（二・三）

旧接收覚書及調達要求書に基く接收不動産調査方の件

摘要

過去に於て正式の調達手続としての地方 P D 又は中央 P D（丁 P N R）
以外の旧接收覚書或いは調達要求書によつて接收され貸貸料の支払わ
れてゐる不動産について調査しその報告を九月三十一日迄に第八軍司
令部宛提出するよう指令したものである。

一一、 A G L E 六〇一 八月十九日附

道路の維持修理並に新設に関する第八軍指令取消方の件

摘要

従来道路の維持、修理及新設等は P D によらず占領軍よりの指令又は
覚書等により行われていたものであるが今後は総て正式の調達手続に
よるべき旨を明かにしている。（詳細本文解説参照）

一二、 A G P D O 四〇〇・一二 三〇四

調達受領書の作成並に提出に関する件

摘要

（本文解説参照）

一三、 S C A P I N 一八五二一 九月十一日附

労務月報の提出方に関する件

摘要

十一月十六日附 SCAPIN 一八九二の第三項 C 及び D に於て LR 及び PD により供給される労働者に対し政府より支払われた賃金の総額月報を
總司令部宛提出する様指示していたが本指令は之を訂正し LR 及び PD
による労働者の純所得の総額についての資料提出を求めることを述べ
ている

SCAPIN 一八九二 九月十一日附

民間警備員及消防夫雇傭違反に關する報告書の件
摘要

進駐軍の爲の民間警備員及消防夫が正式調達手續によつて雇傭されて
いる、といふ日本側の申出に対し總司令部に提出されていゝ各部隊の
報告は正式手續によつていゝことを述べていゝので若しやない場
合があれば至急その報告を總司令部宛提出する様要望すると共に調達
手續によると否とに拘らず進駐軍施設の警備消防は日本側の通常の責
任として日本人家族に對すると同様なる旨昭和三十三年十月八日附 SC
APIN 一八九六「進駐軍住宅の盗難に關する件」を引用して發調していゝ
AGPDR 六〇一 三〇三 九月十三日附

不動産用貸貸料に關する件

摘要

本指令は接收不動産の貸貸料によつて毎月の「ペイメント・デイト」の
提出を必要とせず唯貸貸料の変更があつた場合に限りその必要を認め
且不動産接收 PD によつて行われた家族住宅施設の工事に對してはそ

の「ペイメント・タイトル」の中に用紙を記載するよう指示している

一六 AGPD0 六〇〇一 三二〇 九月十六日附

「不動産接收レド」に基づく建設工事に対する月別受領書に関する件

摘 要 (本文解説参照)

一七 AGPD0 四〇〇一ニ 三二四 九月十七日附

「調達要求書」(GP A 一) 配布方の件

摘 要

第二項及第三項に於て当方よりGP A 一の現行配布部数について照

会しその対し支局の配布部数が先に米軍側より示した五月二十七日附

「[×]エ」三四の如く行わねばきものであり又今後若し必要とあれば之を

増加することがある旨を述べ第四項に於ては正式のGP A 一の様式

カロ

は如何なる日本側代表機関によつても作製されるべきではなく若しそ

カク

うでないならば抜粋した執務用紙を作ることは異議ないことを明か

にしている

一八 AGPD0 四〇〇一ニ 三二四 九月二十一日附

「公共施設供給便覧」に対する調達要求に関する件

摘 要

当方の質疑に対する回答であり第二項に於ては水道「ガ」の供給につい

ての工場又は諸施設の増設工事がその会社側か之を行ふことが出来な

いか又はそれを欲しない時は之を日本政府の所有とし且之により利益

する会社側の利潤率に依りて政府は工事を行つた当争者として支払請

求を為し得るものでありその維持費についても同様政府は会社側より

之を収め、従て増設された諸施設が将来譲渡或は売却された時は、
その収入は終戦処理費に繰り入れられるべき旨を明かにしている
又第三項付主として般務供給P.Dの含む区域の境界についての米軍側
の見解を明かにしている

一六 AGPD E 四〇〇・一二 三三三 九月二十二日附

CRによる需品納入の認可に関する件

摘要

第二項に於て第八軍の承認取付の爲に提出されている維持用の納入品
目についてその見本及仕様書にCRの番号と「Nan」番号を明記する様
要望すると共に第三項に於ては一級に占領軍に納入するものの物資の
事前承認の取付履行に関する本年三月十一日附AG四七五（NGIPOI

二二）「進駐軍に対する納入の承認取付方の件」の主旨が徹底してい
ないから之を履行するよう指示している

二〇 AGPD P 四〇〇・一二 三三三 十月二日附

「需品納入業者の推薦に関する件」

摘要

需品調達の手前の要求申立てを要する或る品目については米第八軍調達
課よりその品目を納入するに適當な業者を推薦して来る場合があるが
之は日本側の参考と便宜の爲のものでありその業者をP.D面の業者と
する爲特に指名するものと見做すべきでないことを注意している

(土屋記)

不動産報告書に關する件

摘要

本指令は、借入不動産の定期的報告及び日本側の不動産賃借料の支払に關するものであり、大要をの通りである。

一、報告及び賃借料支払期間

接收報告書様式 P R O C - 五三 (S E C R E T A R Y I N F O R M A T I O N を含む) に

より各九通作成提出する。

期間は、一月一日 - 三月三十一日

四月一日 - 六月三十日

七月一日 - 九月三十日

十月一日 - 十二月三十一日 とし、一九四八年十月一日

より開始する。賃借料の支払は、報告期間に應じ、年四回払とする。

二、作成提出

の S P B 前在府県の分は、S P B が作成証明の上期末十日以前に單獨に提出する。

四、S P B 支局の分は、府県の分は、地方庁に作成委託。期末の十五日

前迄に S P B に提出。S P B は之を証明して十日以前に單獨に提

出する。此の場合、單獨とは、地已がストエンカニヤ、エアーイン

ストレーン、コンオフィサー、海軍パブリックワークスオフィサー、^{アタ}該当

するもの

四、の報告書を地方庁に作成委託することに関し、は十一月一日以降

「R」の地方官等任事項の變更により此の表に添て目下検討中
である

ハ、ネグティブレポートは提出すること

二、軍側は接收報告書を記録と照合の上証明する。訂正の場合は略署名
を附し別添に説明を附する。

提出された全通九部の報告書は当該軍機内二部 SPB 四部 H&S

ENGINEER 二部 当該司令官一部に配付される

四 支拂

日本政府は軍側証明のあり「接收報告書」を受領しなければ不動産賃
借料の支払を行ひ得ない。

五 報告書

PROG 一五三 証明事項

SECTIDN I 期間中利用された不動産リスト

II “ 接收 “

III “ 解除 “

(小倉記)

正

(H4)